

石川雲蝶ミニパネル使用要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、石川雲蝶ミニパネルを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用願)

第 2 条 別表に掲げる石川雲蝶ミニパネルの使用を希望する者 (以下「使用者」という。) は、あらかじめ、石川雲蝶ミニパネル使用願に必要な書類を添付して、石川雲蝶PR連絡会議 (以下「管理者」という) に提出するものとする。

(使用について)

第 3 条 管理者は、前条の使用願があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、石川雲蝶ミニパネルの使用を認める。

(1) 管理者の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 石川雲蝶ミニパネルを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(3) 石川雲蝶ミニパネルの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) 使用者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7

号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(7) その他、管理者が石川雲蝶ミニパネルの使用について不相当であると認めるとき。

(使用方法)

第4条 使用者は、管理者から直接石川雲蝶ミニパネルを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は使用者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 認められた用途のみに使用すること。

(2) 使用期間を遵守すること。

(3) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の取消)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その使用を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、

使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 石川雲蝶ミニパネルを破損等した場合は、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、管理者が、石川雲蝶ミニパネルの現状復帰を求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(管理者の責任)

第8条 石川雲蝶ミニパネルの使用により、使用者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるものの他、石川雲蝶ミニパネルの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月24日より施行する。

別表 (第 2 条関係)

管理番号	寺社名	石川雲蝶ミニパネル (作品名)	サイズ
1		石川雲蝶生誕 200 周年パネル	A2 縦
2	永林寺	らんま いたえ にわとり 欄間・板絵一 鶏	A2 横
3	永林寺	とうろうだい ぼたん からじし こうろだい あま じゃく 燈籠台一牡丹に唐獅子[上]、香炉台一天の邪鬼[下]	A2 縦
4	西福寺	こうはい しし 向拝一獅子 (向拝左)	A2 横
5	西福寺	こうはい からすてんぐ 向拝一鳥天狗	A2 横
6	永林寺	らんま ふえ しょう かな てんによ 欄間 - 笛、笙を奏でる天女	A1 横
7	永林寺	らんま まつ ぼたん くじゃく 欄間一松・牡丹に孔雀	A1 横
8	永林寺	らんま あさぼ さどうぐ 欄間・浅彫り一茶道具	A1 横
9	永林寺	てんじょうが さよのなかやまじゃしんちょうものがたり 天井画一小夜之中山蛇身鳥物語「出発の図」	A1 横
10	永林寺	てんじょうが さよのなかやまじゃしんちょうものがたり よりまさじゃしんちょういと 天井画一小夜之中山蛇身鳥物語「頼政蛇身鳥射止め 場」	A1 横
11	西福寺	てんじょうちょうこく どうげんぜんじもう こちょうぶく 天井彫刻一道元禪師猛虎調伏の図	A1 縦
12	西福寺	おにたいじ におうぞう 鬼退治の仁王像	A1 縦
13	西福寺	ふすまえ くじゃくゆうぎ 襖絵一孔雀遊戯の図	A1 横
14	西福寺	らんま どうげんぜんじ はくさんだいごんげん 欄間一道元禪師と白山大権現	A1 横
15	西福寺	らんま えいへいじけちみやくいけえんぎ 欄間一永平寺血脈池縁起	A1 横

16	龍谷寺 (南魚沼市)	<small>らんま とくじょうおしょう あんり</small> 上：欄間一得誠和尚の行履 <small>らんま あさほ ぶどう あさがお</small> 下：欄間・浅彫り一葡萄と朝顔	A2 縦
17	本成寺 同塔頭寺院 (三条市)	<small>かき み も さる れんにょいん</small> 左：一柿の実を持つ猿《蓮如院》 <small>かめ じょうみょういん</small> 右上：一亀《静明院》 <small>あかうし ほんじょうじ</small> 右下：一赤牛《本成寺》	A2 横
18	石動神社 (三条市)	<small>わきしょうじ かとうきよまさ ちょうせんしゅつべい</small> 左：脇障子左一加藤清正の朝鮮出兵の図 <small>わきしょうじ じんぐうこうごう たけうちのすくね</small> 右：脇障子右一神功皇后と武内宿禰	A2 横
19	貴渡神社 (長岡市)	<small>なげし かいこ しいく</small> 上：長押一蚕の飼育 <small>なげし いと つむ どうじ はた お じょせい</small> 下：長押一糸を紡ぐ童子と機を織る女性	A2 横
20	穴地十二社 (南魚沼市)	<small>こうはい りゅう</small> 上：向拝一竜 <small>たばさみ まつ たか すずめ</small> 左下：手挟一松と鷹と雀 <small>らんま しゅてんどうじ おおえやま おにたいじ</small> 右下：欄間一酒呑童子の大江山の鬼退治[未完成]	A2 横

石川雲蝶ミニパネル使用願

平成 年 月 日

石川雲蝶PR連絡会議 様

使用者 住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者名)

印

下記のとおり、石川雲蝶ミニパネルを使用したいので使用願を提出します。

記

1 使用用途

2 借り入れ希望番号

1～20 キャプション付

希望番号 ()

3 借り入れ希望期間

平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()

(使用期日 平成 年 月 日 () ~ 月 日 ())

4 連絡先 (担当者、電話番号、メールアドレス)

5 借り受け・返却方法

(1) 借り受け方法 直接引き取り・その他 ()

(2) 返却方法 直接返却・その他 ()

6 添付書類 (企画書等)

誓約書

私は暴力団又は暴力団員ではありません。

また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

使用上の注意

使用する際には、下記のことにご注意し展示してください。

記

- 1 石川雲蝶レンタルパネル使用願の内容どおりに使用すること。
- 2 石川雲蝶レンタルパネル使用要領を遵守すること。
- 3 石川雲蝶レンタルパネルを禁煙の場所で使用及び展示すること。
- 4 石川雲蝶レンタルパネル展示の際は、火気及び湿気のない場所で使用及び展示すること。（飲食店内での展示はご遠慮ください）
- 5 石川雲蝶PR連絡会議等の広報活動に協力するものであること。
- 6 石川雲蝶ミニパネルの掲示の様子について、使用状況のわかる写真等を掲示期間中に提出すること。

※本目的は、石川雲蝶についてPRし地域活性化に供するため、ホームページやパネル展示の様子を広報可能という前提であるものとする。

（展示場所等広報しないことを希望する場合は事前に申し出ること）

<お問い合わせ>

石川雲蝶 PR 連絡会議事務局
魚沼市商工観光課観光振興室

TEL : 025 - 792 - 9754

FAX : 025 - 793 - 1016